

第2章 みどりを取り巻く現状

1 改定の背景

(1) 上位・関連計画

ア 国の施策の方向性

現行計画策定後、広域緑地計画や都市マスタープランの上位計画に位置付けられる国土形成計画（平成20年(2008年)7月）や国土利用計画等の見直し（平成20年(2008年)7月）が図られ、新たな国の施策の方向性が示されています。

これらの国の計画は、人口減少等を踏まえ、土地利用転換圧力の低下の中、国土の質的向上を図り、災害や環境負荷の低減、地域資源を生かした持続可能な地域の形成等を指す計画へと抜本的に見直されています。

さらに、平成21年(2009年)3月末に閣議決定された社会資本整備重点計画（計画期間：平成20年度(2008年度)～平成24年度(2012年度)）で、みどりに係る指標が以下のとおり示されています。

表 2.1 社会資本整備重点計画で示されたみどりに係る指標等

施策の方向性	施策	指標
歴史と文化に根ざした美しい都市・地域・国土の形成	歴史的・文化的資源等の活用	・全国民に対する国営公園の利用者数の割合 4.0人に1人（H19年度）→3.5人に1人（H24年度）
安全・安心な都市・地域・国土基盤の形成	都市の防災機能の向上	・一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合 約25%（H19年度）→約35%（H24年度）
持続可能な都市・地域・国土環境形成と誰もが暮らしやすい社会の実現	誰にとっても優しい都市づくり	・園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合 約44%（H19年度）→約50%（H24年度）
	水と緑のネットワークの形成	・都市域における水と緑の公的空間確保量 13.1㎡/人（H19年度）→H19年度比約1割増（H24年度） ・都市における良好な自然環境の保全・創出に資する公園・緑地 H19年度からH24年度までに新たに2,100ha確保 ・歩いていける身近な緑のネットワーク率 約66%（H19年度）→約70%（H24年度）

イ 三重県都市マスタープラン

三重県都市マスタープランでは、人口減少・本格的な高齢社会の到来、地球温暖化等の地球環境問題の顕著化、美しい景観や歴史・文化等への対応が求められていることなどを背景に、持続可能性の高い集約型で自然環境への負荷が小さい都市構造を目指し、「美しく魅力と個性にあふれる地域づくり」「持続可能な地域づくり」「安全で快適な生活環境の創造」「地域活力の維持・向上」「県民が主役の地域づくり」を都市づくりの方向としています。

みどりに関連して、「美しく魅力と個性にあふれる地域づくり」では緑豊かな都市づくり、歴史・文化を生かした都市づくり、美しい景観づくりを目指しています。

また、「持続可能な地域づくり」では地域の特性に応じた集約型都市構造の構築や、環境への負荷の少ない都市づくりを目指しており、生態系や水環境に負荷をかけないよう無秩序な拡散を抑制する、市街地の郊外部分は緑やオープンスペースを適切に管理していく、市街地内の貴重な緑やオープンスペースになりうる土地（集団的な農地、山林等）は積極的に都市計画上で位置づけること等が必要としています。

さらに、「県民が主役の地域づくり」として、県民との協働による都市づくりを施策の柱としています。

[集約型都市構造について]

- ・無秩序な居住地の拡散に伴う社会基盤整備に係る費用、またその維持管理費の増大等を背景に、都市圏内の一定の地域を集約拠点として位置付け、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワーク等で有機的に連携させ、社会基盤の効率的な運用と費用の抑制を図る都市構造を目指すものです。
- ・三重県都市マスタープランでは、都市づくりの方向性として「持続可能な地域づくり」が位置付けられており、「地域の特性に応じた集約型都市構造の構築」が施策の柱の一つとなっています。

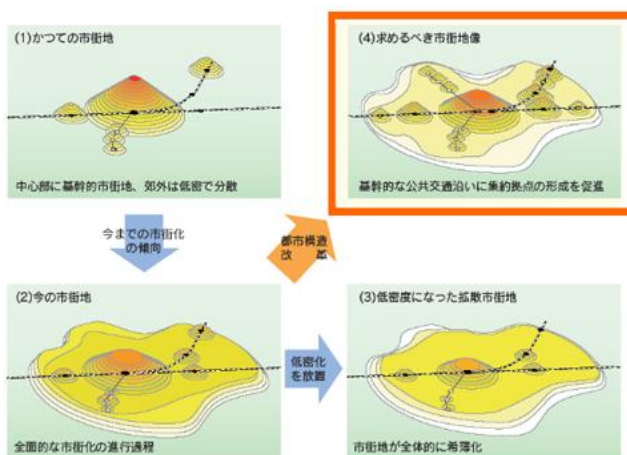


図 2.1 集約型都市構造のイメージ

出典：国土交通省 HP

表 2.2 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題（部分抜粋）

<ul style="list-style-type: none"> ・市街地が低密度に拡散することを抑制し、用途地域へ都市機能を集約 ・無秩序な新築等の抑制に向けた都市計画制度の適用 ・用途地域未指定エリアにおける、豊かな自然環境を背景とする田園景観や個性ある歴史・風土・文化資産を生かしたまち並みの保全と観光への利活用 	北勢圏域
<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境や歴史・文化等の多様な地域資源を生かした広域交流促進 ・無秩序な市街化動向に対する、秩序ある土地利用の維持・増進 	中南勢圏域
<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境や歴史・文化等の多様な地域資源を生かした広域交流促進と地域振興 ・郊外における開発の抑制による自然環境や優良農地の保全 ・市街地が低密度に拡散することを抑制し、用途地域へ都市機能を集約 	伊勢志摩圏域
<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境や歴史・文化等の多様な地域資源活用と、良好な景観の維持創造等による地域の魅力向上と広域交流促進 ・優良農地の保全や無秩序な開発等の抑制に向けた都市計画制度の適用 	伊賀圏域
<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境や歴史・文化資産の保全とこれを生かした広域交流促進による地域活性化の両立 ・市街地の周辺における、優良農地の保全と地域のコミュニティ支援を目的とする適切な土地利用規制及び誘導 	東紀州圏域
<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまちづくりに向けた都市基盤整備等 	全圏域

(2) 法整備、制度改正

現行計画策定後のみどりに係る法整備としては、景観法の制定や都市緑地法、都市公園法の改正等が挙げられます。

みどりに係る法改正

- 都市緑地保全法の一部改正 (平成 13 年(2001 年)5 月 25 日)
- 都市公園法施行令の一部改正 (平成 15 年(2003 年)3 月 28 日)
- 都市緑地保全法の一部改正 (平成 16 年(2004 年)12 月 17 日)
- 都市公園法の一部改正 (平成 16 年(2004 年)12 月 17 日)
- 景観緑三法の全面施行 (平成 17 年(2005 年)6 月 1 日)

ア 景観法

景観法は、良好な景観を「国民共通の資産」と位置付け、景観そのものの整備・保全を目的とする初めての法律として平成16年（2004年）に制定され、平成17年（2005年）6月1日に全面施行されました。この法律は、自治体と住民が協力して、まち並みや緑地、里山等、都市にとどまらず農山漁村を含む地域一体の景観を整備・保全できるように支援するもので、併せて地域の活性化へつながることが期待されています。

三重県は、「三重県景観づくり条例」を平成19年（2007年）10月に制定するとともに、広域的な景観行政団体として、景観法に基づく「三重県景観計画」を平成19年（2007年）12月に策定しました。

また、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、松阪市、伊勢市、伊賀市は、景観行政団体となり、地域の特色に応じた良好な景観形成に向けた取り組みを担っています。（三重県景観計画の対象区域は上記7市以外の市町となっています。）

イ 都市緑地法

都市緑地法は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定され、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められています。

平成16年度（2004年度）の改正により、緑地保全地域等の緑地保全・創出に関する新たな制度が充実しています。

表 2.3 都市緑地法による緑地保全等に関する制度例

根拠箇所	制度名称	概要	主体	備考
第5条	緑地保全地域制度	都市近郊の里地・里山等の比較的大規模な緑地を、比較的広域的な見地から都市整備との調和を図りつつ保全することを目的とする	都道府県 指定都市	【規制行為】 ①建築物その他の工作物の新築、改築または増築 ②宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更 ③木竹の伐採 ④水面の埋立てまたは干拓 ⑤その他、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの
第12条	特別緑地保全地区制度	都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為等一定の行為の制限等により現状凍結的に保全する	10ha以上の緑地については都道府県及び指定都市 10ha未満の緑地については市町村	
第55条	市民緑地制度	民間所有の緑地や緑化施設を、一定期間、住民に公開する制度	土地や人工地盤・建築物等の所有者と地方公共団体等の契約による	【対象】 都市計画区域内の300㎡以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物

(3) 近年の社会情勢

ア 三重県の人口

三重県の人口は、平成 22 年（2010 年）の国勢調査速報値^{*}によると 1,854,742 人となっています。そのうち約 73%が北勢圏域と中南勢圏域に居住しています。

人口推移の状況について、平成 22 年（2010 年）と平成 17 年（2005 年）の国勢調査結果^{*}を比較すると、三重県全体の人口は減少となっており、今後も減少傾向は続くと予測されています。

高齢化の状況について、いずれの圏域においても 65 歳以上の人口の占める割合は昭和 55 年（1980 年）には 20%未満でしたが、徐々に 65 歳以上人口が増加し、平成 32 年（2020 年）には、中南勢圏域、伊勢志摩圏域、伊賀圏域で 30%以上に達し、東紀州圏域では 40 %以上に達すると推計されています。

※平成 22 年国勢調査の数値は速報値であり確定値ではありません。

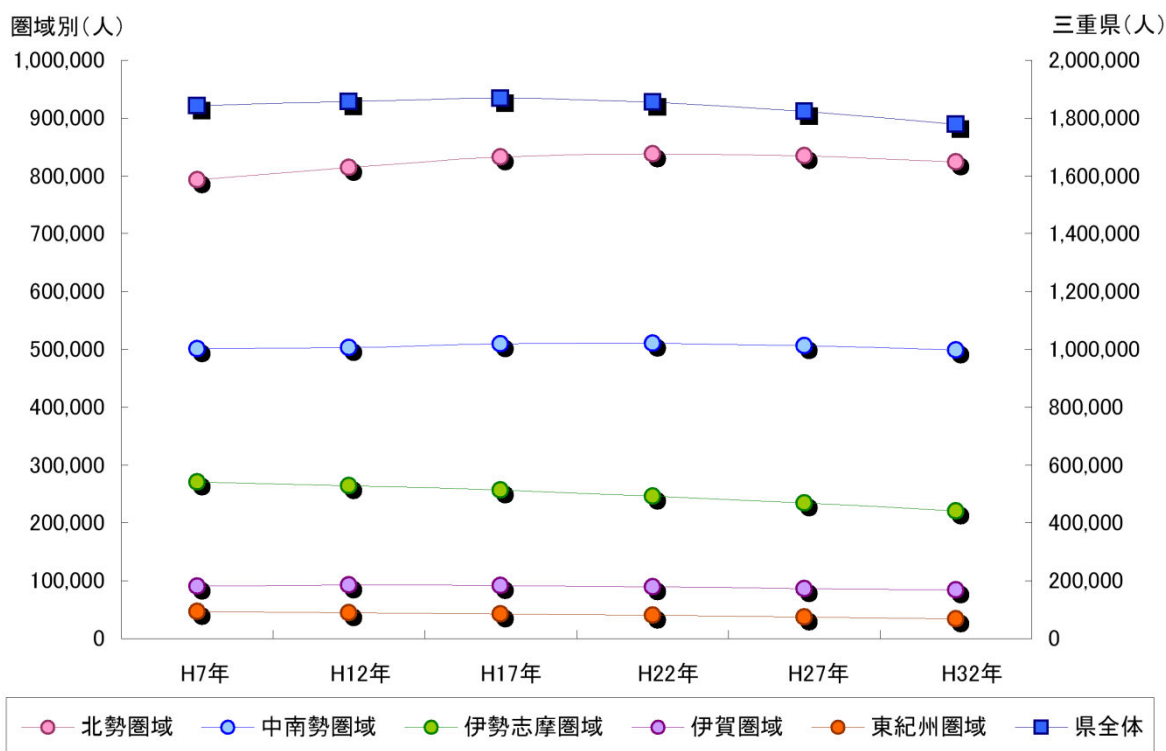


図 2.2 三重県の人口推移

平成 17 年（2005 年）までの人口データ出典：国勢調査（総務省）

平成 22 年（2010 年）以降の人口データ出典：日本の市区町村別将来推計人口（平成 20 年（2008 年）12 月推計：国立社会保障・人口問題研究所）をベースとした三重県推計資料

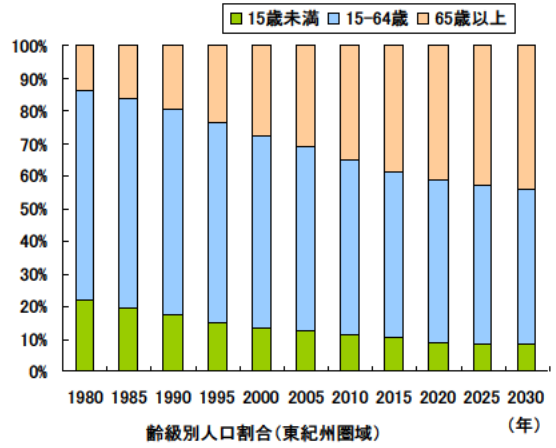
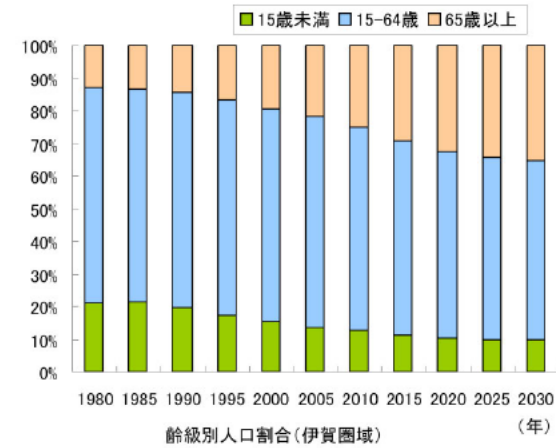
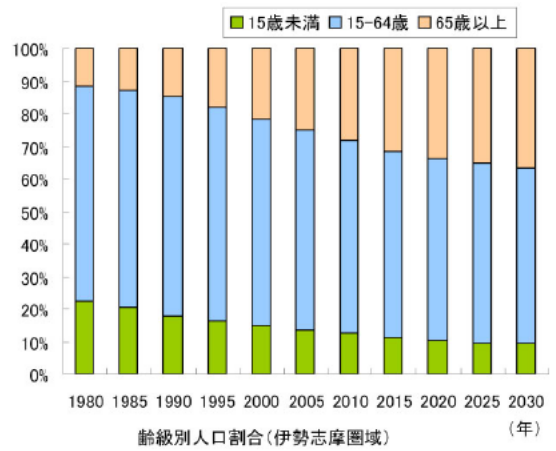
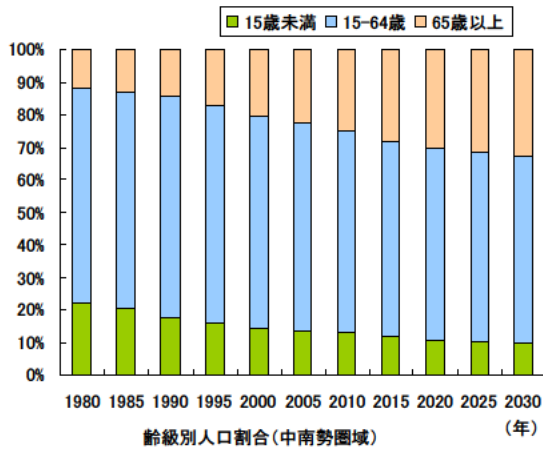
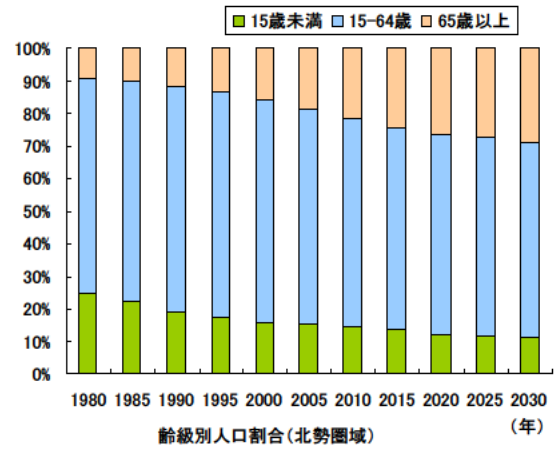
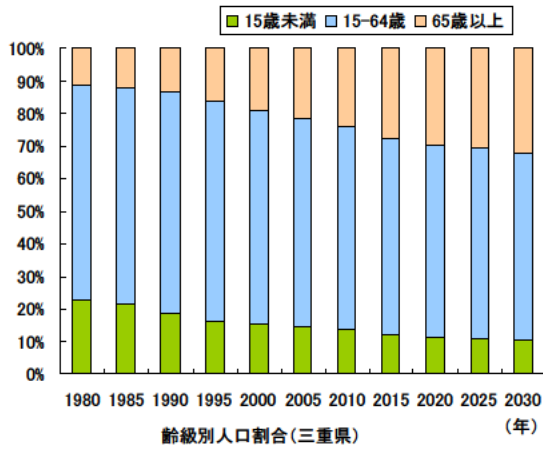


図 2.3 年齢別人口割合の推移

平成 17 年(2005 年)までの人口 出典：国勢調査（総務省）

平成 22 年(2010 年)以降の人口 出典：日本の市区町村別将来推計人口（平成 20 年（2008 年）12 月推計：国立社会保障・人口問題研究所）

イ 三重県の産業

(ア) 就業者数の推移

三重県の就業者数は平成 17 年（2005 年）の国勢調査で第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業合わせて 908,753 人となっています。第 1 次産業は昭和 35 年（1960 年）には約 40% 前後を占めていましたが、平成 17 年（2005 年）にはその割合は 10% 前後まで減少し、担い手不足による農地面積の減少や植林地の荒廃等が懸念されています。

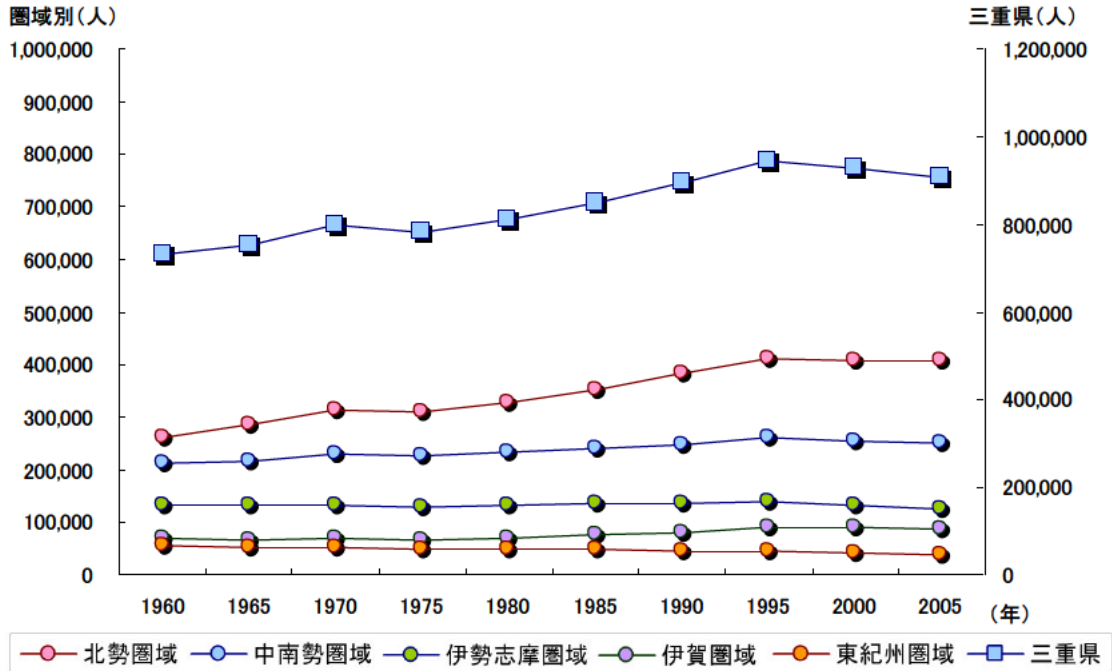


図 2.4 三重県の就業者数の推移

データ出典：国勢調査（総務省）

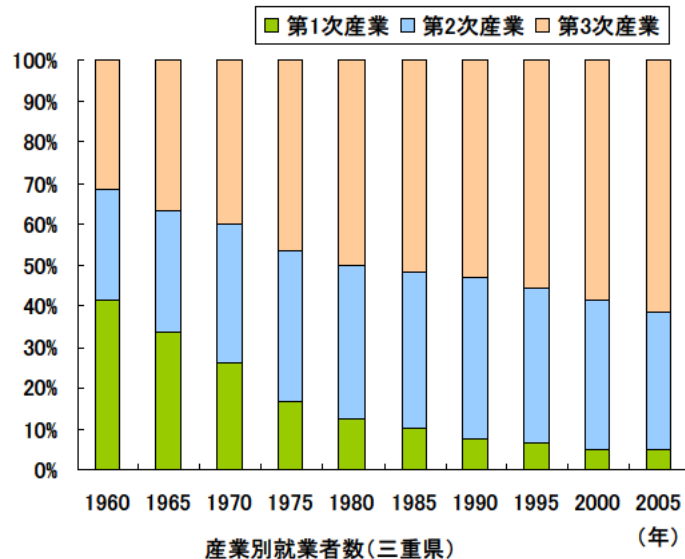


図 2.5 産業別就業者割合の推移

データ出典：国勢調査（総務省）

(イ) 観光業の動向

三重県の観光入込客数は、平成17年(2005年)から平成19年(2007年)までの3年間で31,486千人から33,975千人に増加し、その後は横ばいで推移しています。

平成21年(2009年)を圏域別に見ると、北勢圏域が40.1%、伊勢志摩圏域が27.5%、中南勢圏域が17.5%、伊賀圏域が10.0%、東紀州圏域が4.8%となっています。

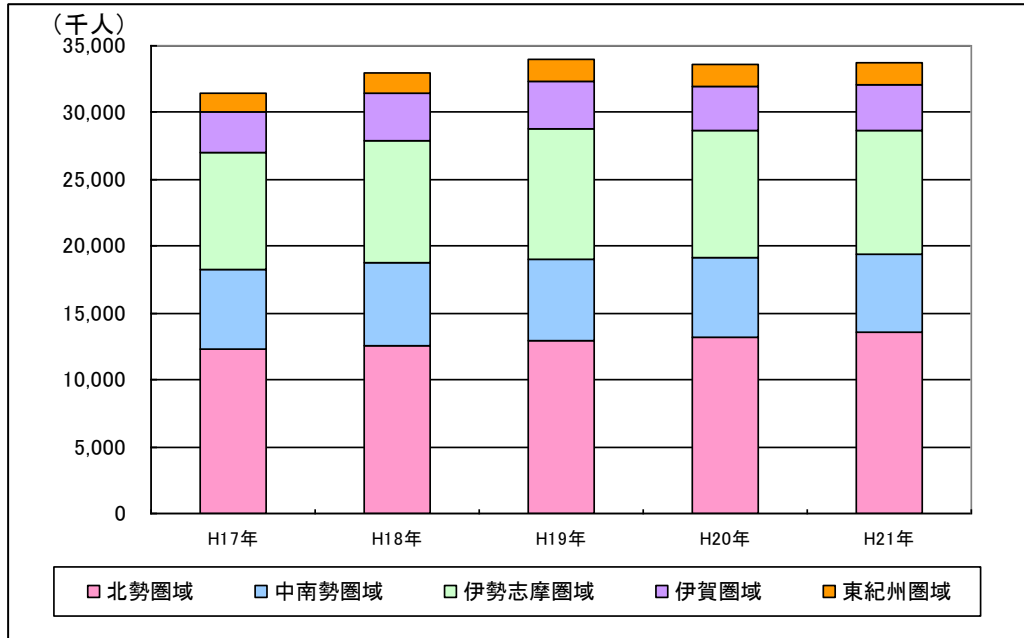
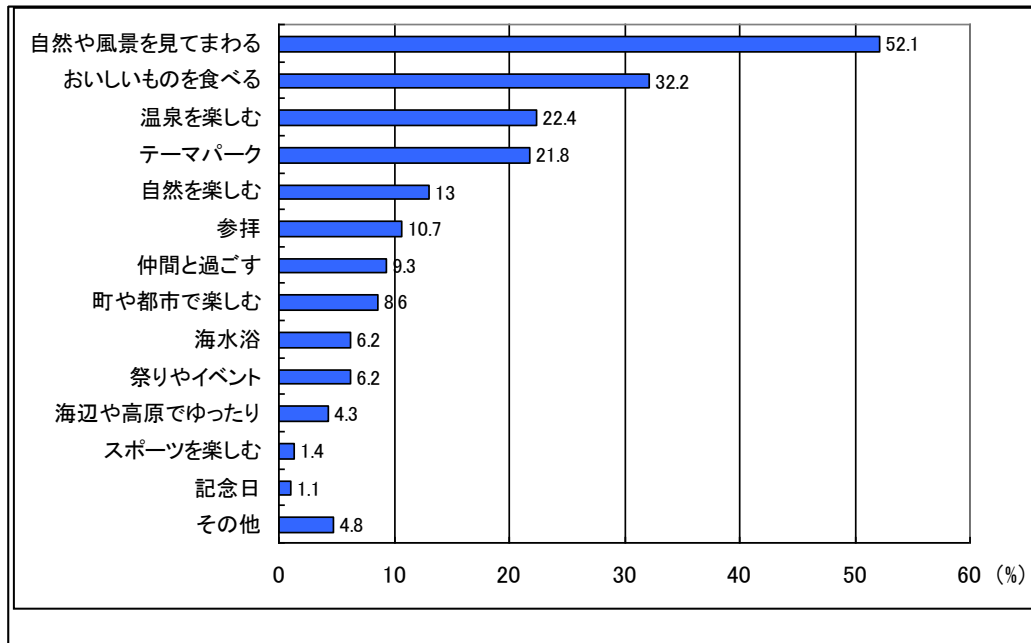


図 2.6 三重県の観光客数の推移

データ出典：平成21年観光レクリエーション入込客数推計書・観光客実態調査報告書(三重県)

平成21年(2009年)の旅行目的(通年)を見ると、「自然や風景を見てまわる」が52.1%を占めています。また、伊勢神宮等を目的とした参拝客が上位に入っており、観光の観点からも、良好な自然景観や歴史・文化景観の保全・創出が求められています。



データ出典：平成21年観光レクリエーション入込客数推計書・観光客実態調査報告書(三重県)

ウ 近年の注目される動向

(ア) 生物多様性保全

近年急速に進む生物の生息環境の悪化及び生態系の破壊が懸念される中、生物多様性を保全することを目的とした国際条約である「生物の多様性に関する条約」が平成4年(1992年)5月に締結されました。我が国では平成7年(1995年)10月に「生物多様性国家戦略」が策定されています。

また、平成22年(2010年)10月に名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)が開催されました。COP10で採択された「新戦略計画・愛知目標」では、「森林を含む自然生息地の損失速度を減らす」「生態系が保全され、自然の恵みが享受される」等の20の個別目標が示されています。こうしたCOP10による成果を念頭に置き、取組を推進していくことが求められます。

(イ) 地球温暖化防止

化石燃料の消費に伴う二酸化炭素の放出は、地球温暖化による気候変動という世界的な危機をもたらしています。

二酸化炭素等の大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することを目的として、「気候変動に関する国際連合枠組条約」が平成4年(1992年)6月に採択されています。さらに、平成9年(1997年)12月に開催された国際気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において、先進国に対して温室効果ガスの削減約束を定めた「京都議定書」が採択され、我が国については、平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までの第一約束期間における温室効果ガス排出量を平成2年(1990年)水準と比較して6%削減することが定められています。

また、京都議定書では、吸収源対策や国際排出量取引等をルール化し、削減量に充てることが可能であることが示され、これを受けて我が国では、森林整備等とともに都市緑化を植生回復活動として温室効果ガス吸収源対策に位置付け、国連に報告しています(表2.4参照)。

三重県では、平成12年(2000年)3月に「三重県地球温暖化対策推進計画」を策定(平成19年(2007年)3月改定)し、大規模事業所の温室効果ガス排出量削減取組の促進や「三重県新エネルギービジョン」に基づく新エネルギーの導入促進等に取り組んできましたが、図2.8に示すように、平成2年度(1990年度)と比較すると、産業の活況や世帯数の増加等に伴い、二酸化炭素排出量が増加しています。

平成25年(2013年)以降の国際的な温室効果ガス排出削減の枠組みについては、平成21年(2009年)12月に開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)において協議され、世界全体の気温の上昇が2℃以内にとどまるべきであると認識し行動を強化すること等が「コペンハーゲン合意」として盛り込まれ、会議では「合意に留意する」と決定されました。我が国は、このコペンハーゲン合意を受け「すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスを平成32年(2020年)までに平成2年(1990年)比で25%削減する」との目標を平成22年(2010年)1月に気候変動枠組条約事務局に提出しました。

このような国内外の動きを受け、三重県では、平成22年度(2010年度)を目標とした従前の三重県地球温暖化対策推進計画に替わる新たな計画である「三重県地球温暖化対策実行計画～低炭素社会の実現に向けて～」の策定を検討しています。

表 2.4 我が国が報告している都市緑化による二酸化炭素吸収量（平成 19 年度（2007 年度）、植生回復活動）

対象緑地の種類	全国		三重県		三重県/全国	
	対象面積 (kha)	二酸化炭素 吸収量 (GgCO ₂)	対象面積 (kha)	二酸化炭素 吸収量 (GgCO ₂)	対象面積 (%)	二酸化炭素 吸収量 (%)
都市公園	47.342	-362.098	0.708	-4.977	1.50%	1.37%
道路緑地	18.994	-288.745	0.184	-2.874	0.97%	1.00%
港湾緑地	1.315	-9.641	0.025	-0.175	1.90%	1.82%
下水道処理施設における外構緑地	0.605	-8.130	0.009	-0.133	1.54%	1.63%
緑化施設整備計画認定緑地	0.005	-0.106	-	-	-	-
河川・砂防緑地	1.389	-28.501	0.012	-0.135	0.86%	0.47%
官庁施設外構緑地	0.270	-1.003	0.001	-0.004	0.37%	0.37%
公的賃貸住宅地内緑地	2.060	-18.004	0.009	-0.078	0.44%	0.43%
合計	71.981	-716.228	0.948	-8.376	1.32%	1.17%

注 1) 上記の数値は、石灰施与による排出量を除く。

注 2) 二酸化炭素吸収量は、「-」が吸収、「+」が排出。

データ出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書（平成 22 年(2010 年)4 月：国立環境研究所）

参考：隣接府県の都市緑化による二酸化炭素吸収量（平成 19 年度（2007 年度））

	愛知県		岐阜県		滋賀県	
	対象面積 (kha)	二酸化炭素 吸収量 (GgCO ₂)	対象面積 (kha)	二酸化炭素 吸収量 (GgCO ₂)	対象面積 (kha)	二酸化炭素 吸収量 (GgCO ₂)
合計	2.833	-24.493	1.112	-11.254	1.017	-10.517

	京都府		奈良県		和歌山県	
	対象面積 (kha)	二酸化炭素 吸収量 (GgCO ₂)	対象面積 (kha)	二酸化炭素 吸収量 (GgCO ₂)	対象面積 (kha)	二酸化炭素 吸収量 (GgCO ₂)
合計	1.194	-10.294	0.596	-4.959	0.351	-3.394

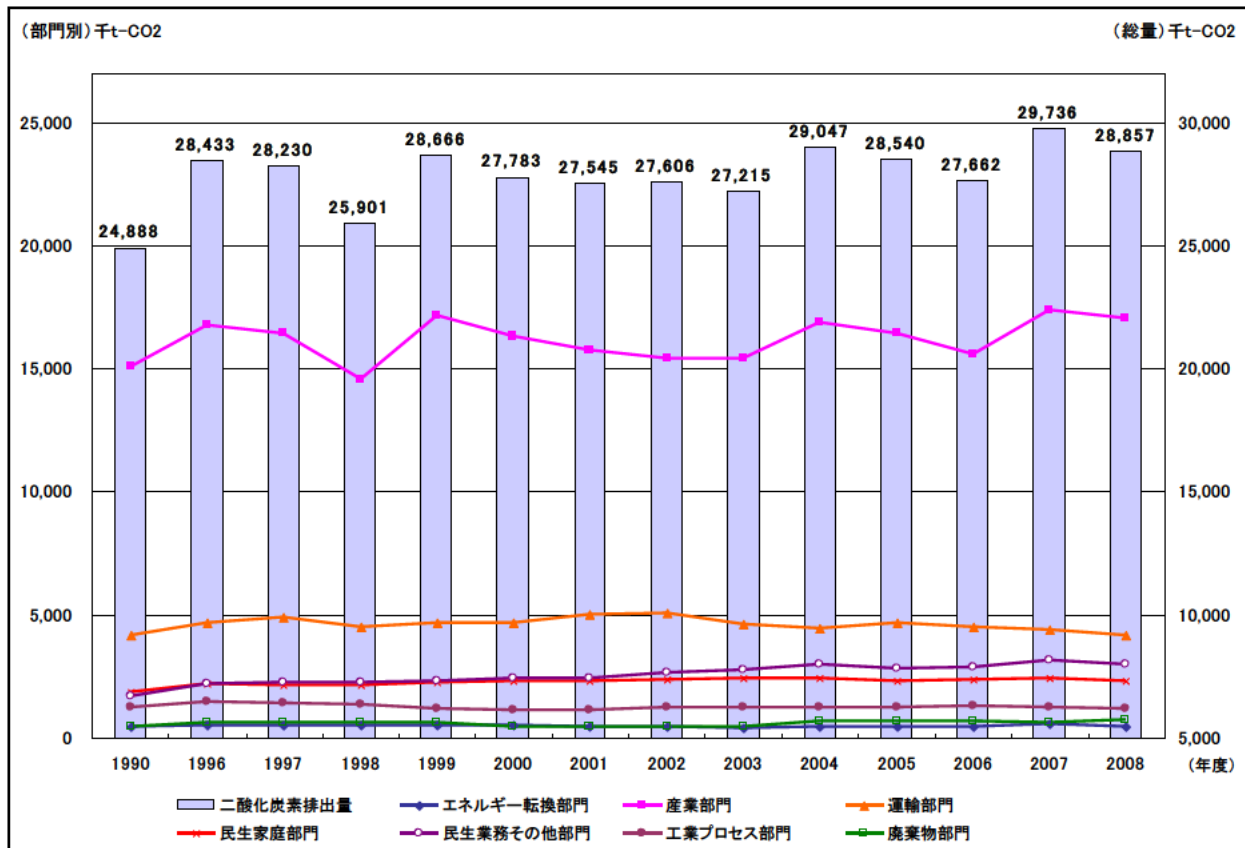


図 2.8 三重県における二酸化炭素排出量の部門別推移
 出典：三重県 環境森林部資料

(ウ) 防災

三重県における気象災害について、最も多いのは台風による災害で、低気圧・前線等による豪雨災害がこれに次いで多く発生[※]し、急峻な地形が多いことから、がけ崩れや山地での土石流災害が多く発生しています。(※出典：三重県地域防災計画 添付資料)

さらに、近年の全国的な傾向として、時間雨量 50 ミリを超える大雨の発生回数が増えており、これらの災害防止及び災害発生時の被害低減のためにもみどりの保全・創出が求められます。

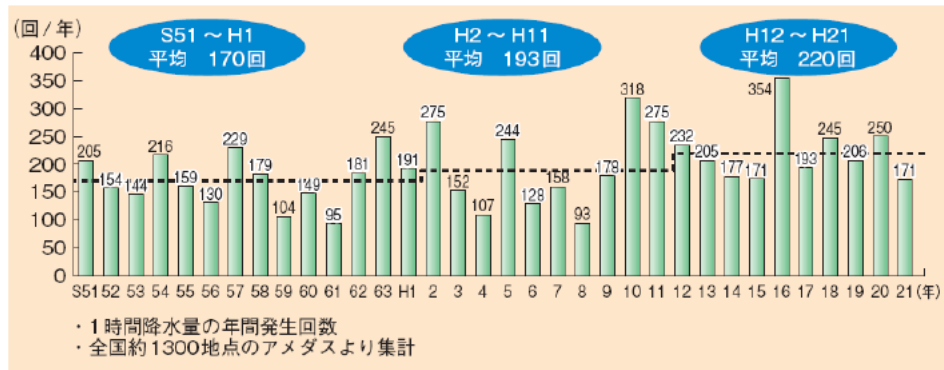


図 2.9 1時間降水量 50mm 以上の年間発生回数 (1,000 地点あたり)
 出典：平成 21 年度 国土交通白書 (国土交通省)

また、平成 14 年 (2002 年) に「東海地震に係る地震防災対策強化地域」の見直しが行われ、県内の 18 市町村 (現在は市町村合併により、伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町の 6 市 4 町) が強化地域に指定され、さらに、平成 15 年 (2003 年) には「東南海・南海地震防災対策推進地域」に県内全域が指定されました。

東海地震に係る地震防災対策強化地域：
 大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域

東南海・南海地震防災対策推進地域：
 東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域

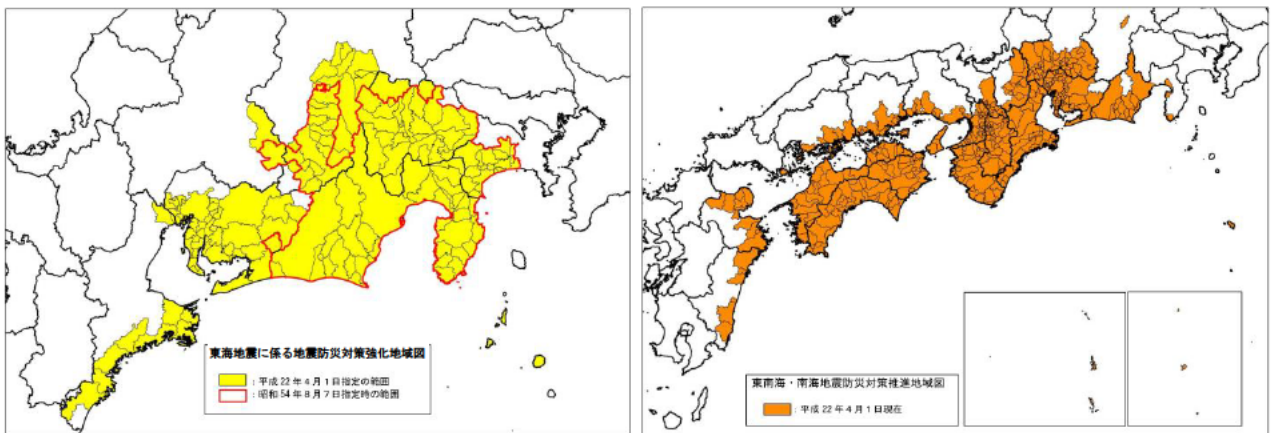


図 2.10 (左) 東海地震に係る地震防災対策強化地域
 (右) 東南海・南海地震防災対策推進地域
 出典：防災情報のページ (内閣府)

※内容に誤りがあることが判明したため、本頁に記載していた本文、表 2.5 及び図 2.11 のそれぞれを削除しました。

【平成 27 年 8 月】

2 県のみどりの特性

(1) 県全体のみどりの特性

ア 自然

(ア) 地形・水系

表 2.6 地形・水系の特徴

地形	中央構造線 北側	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね南北方向の広がりの中、主に山地と平野で構成され、山麓丘陵等が平野部に局部的に分布します。 ・なだらかな伊勢平野を有し、都市的な土地利用が集中しています。 ・西部には室生山地等の山々で囲まれる上野（伊賀）盆地が広がっています。
	中央構造線 南側	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ全域が紀伊山地に属する山地に覆われており、特に奈良県境では起伏の大きい山地地形が形成されています。 ・紀伊山地等の山々とリアス式海岸が近接しています。
水系	海岸線	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢湾に面するなだらかな海岸線、志摩半島から南の熊野灘に面するリアス式海岸、七里御浜海岸のなだらかな海岸線に大別されます。
	伊勢湾に 注ぐ河川	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿山脈等を源とし、山麓部を経て緩やかに伊勢平野を流れています。 ・上流部には美しい渓谷の景観を有しているところが多く、また、河口部の多くでは堆積作用により干潟が形成されています。
	熊野灘に 注ぐ河川	<ul style="list-style-type: none"> ・紀伊山地を源とし、短い延長を一気に流れる急流です。 ・熊野川は、世界遺産リストに登録された「川の参詣道」にあたります。
	大阪湾に 注ぐ河川	<ul style="list-style-type: none"> ・布引山地等を源とし、上野盆地を経て、すべて木津川に合流します。 ・その多くの区間は、美しい渓谷の景観を有しています。

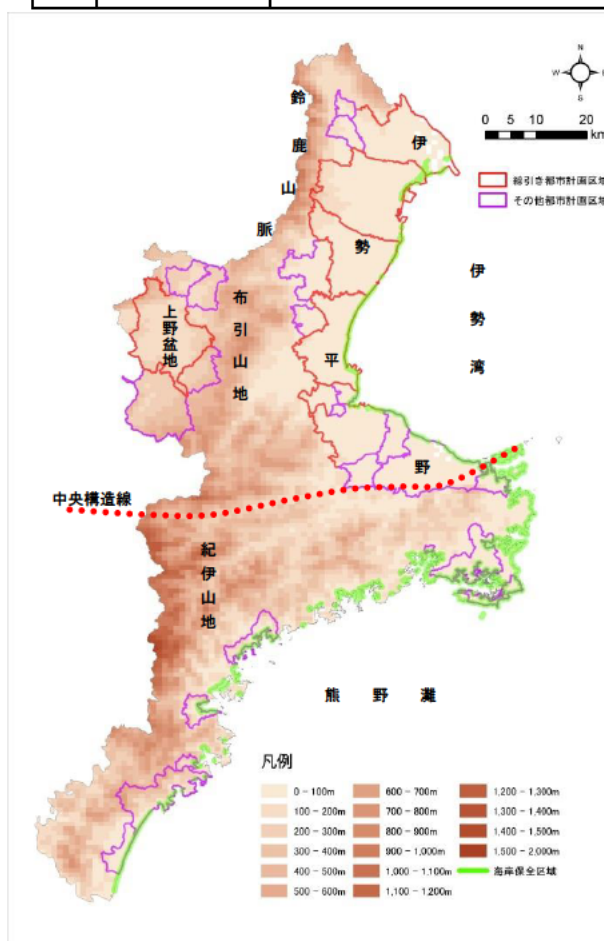


図 2.12 基本地形：標高及び海岸保全区域
データ出典：国土数値情報（国土交通省）

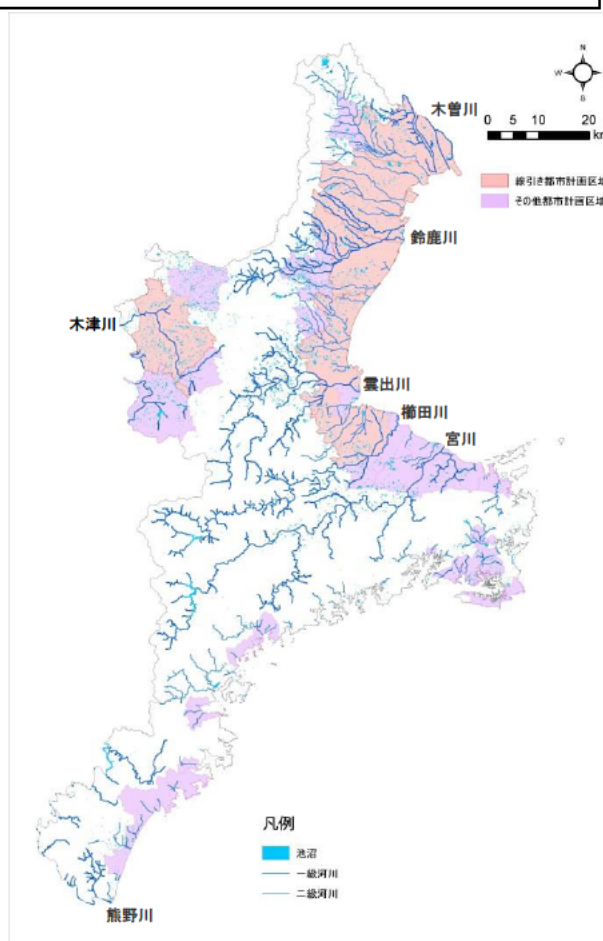


図 2.13 水系：河川と池沼
データ出典：国土数値情報（国土交通省）

(イ) 植生

表 2.7 植生の特徴

県北部	<ul style="list-style-type: none"> アカマツ林、スギ・ヒノキ林や耕地等が中心ですが、鈴鹿山脈等では、鎌ヶ岳山頂部のブナ天然林や入道ヶ岳のイヌツゲ・アセビ林等、貴重な植生もみられます。
志摩半島	<ul style="list-style-type: none"> 県北部と同様、アカマツ林、スギ・ヒノキ林や耕地等が中心ですが、従来からこの地にみられるシイ、カシ等の暖地性常緑広葉樹の自然林も残っています。 海岸部においては海浜植物群落がみられます。
県南部	<ul style="list-style-type: none"> スギ・ヒノキ林やカシ類林等が大部分を占めます。 自然林の比較的残る台高山脈等では、一年を通じて温暖であることから、ブナやミズナラ等の温帯林と、シイやカシ等の暖帯林が混じる温暖性の広葉樹林が広がり、大台ヶ原ではトウヒ・ウラジロモミ等亜高山性針葉樹林もみられます。 また、温暖多雨な気候であるため、暖地性シダ植物や海岸部では海浜塩生植物が生育しています。

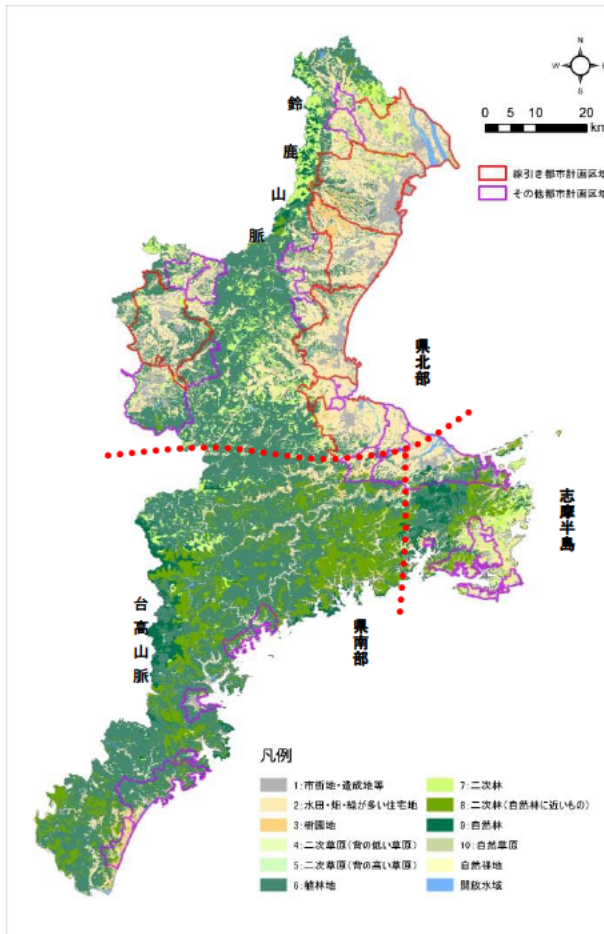


図 2.14 植生自然度

データ出典：自然環境保全基礎調査（環境省）

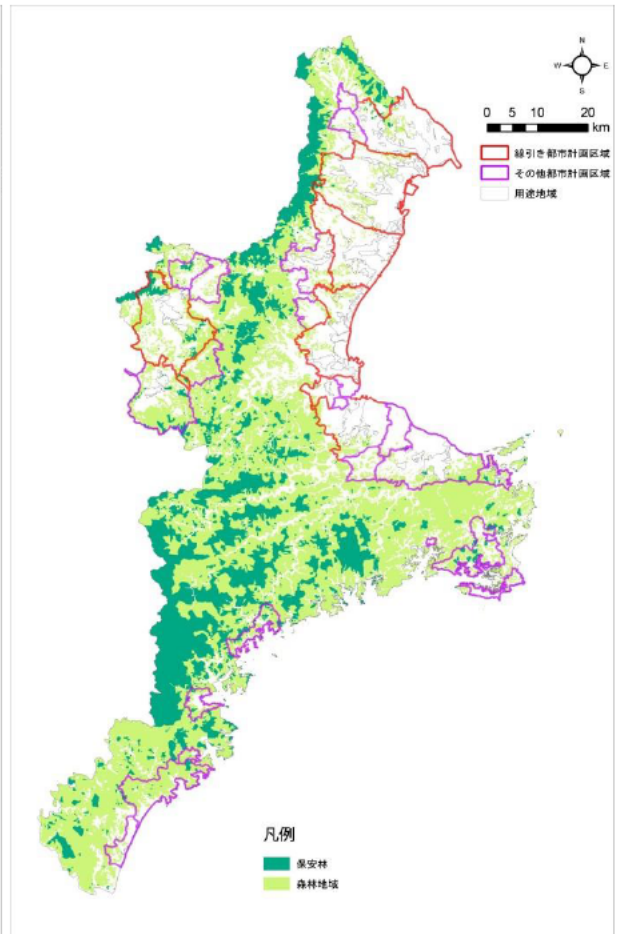


図 2.15 保安林、森林地域

データ出典：土地保全数値データ（国土交通省）

(ウ) 自然公園、希少生物等

表 2.8 自然公園、希少生物等の特徴

自然公園	<p>・「伊勢志摩」「吉野熊野」の2つの国立公園をはじめ、「鈴鹿」「室生赤目青山」の2つの国定公園、「伊勢の海」等5つの県立自然公園があり、その面積は約2,019 km²で県土面積の約35%に達します。</p> <p>・しかし、規制の比較的ゆるい普通地域が約74%と多くを占め、この傾向は県立自然公園で顕著です。</p>						
	(単位 ha)						
		公園面積	特別保護地区	特別地域			普通地域
				第1種	第2種	第3種	
	国立公園	72,526	1,888	1,743	8,338	11,167	49,390
国定公園	26,272	889	1,917	6,981	16,180	305	
県立自然公園	103,098	—	524	575	2,917	99,082	
合計	201,896	2,777	4,184	15,894	30,264	148,777	

データ出典：平成19年度版森林・林業統計書（三重県）

希少生物	<p>・都市計画区域内においても多数のホットスポットや特定植物群落が存在します。</p> <p>ホットスポット；三重県レッドデータブック 2005 より絶滅のおそれのある動植物の主な生息・生育・繁殖地を抽出。</p> <p>特定植物群落；自然環境保全基礎調査の第5回特定植物群落調査データより抽出。</p>
------	---

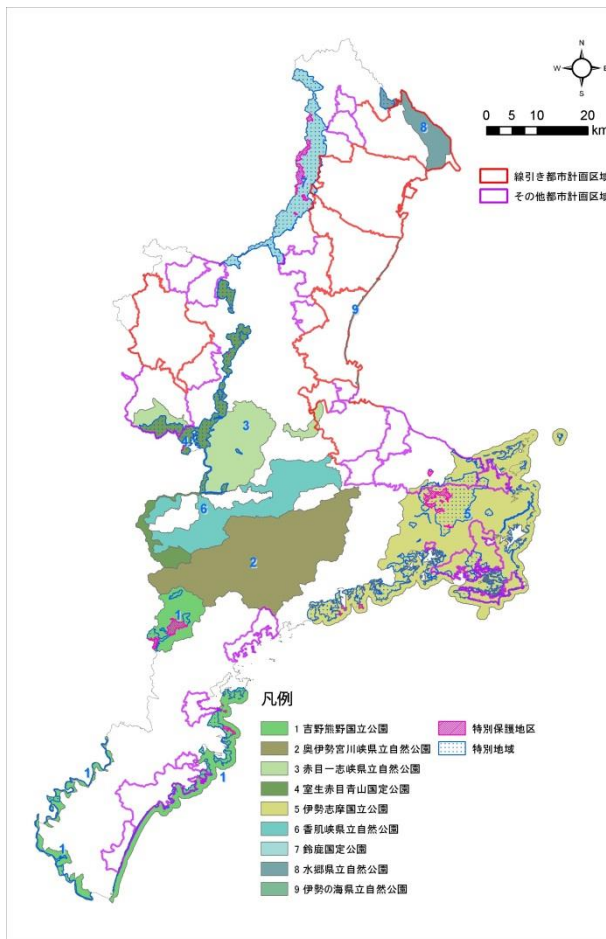


図 2.16 自然公園

データ出典：国土数値情報（国土交通省）

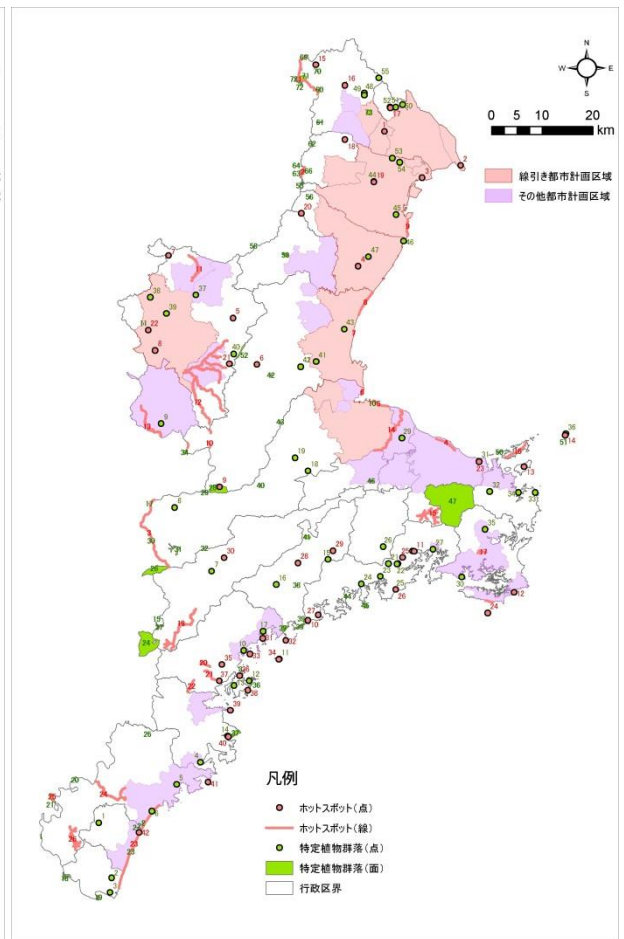


図 2.17 希少生物等

イ 街道、景観資源

- ・ 図 2.18 に整理するとおり、県内には東海道、伊勢街道、熊野古道等、物流や信仰の街道として利用された歴史的な経緯を持つ街道が多くあり、現在は「三重の歴史街道」として19の街道が指定されています。また、レクリエーションや歴史とのふれあい等に供する歩道として、東海自然歩道及び近畿自然歩道が整備されています。
- ・ 熊野古道は平成16年（2004年）に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されています。
- ・ 図 2.19 に三重県景観計画に記載された主な景勝地・景観資産、歴史的まち並みを景観資源として整理しています。多くは街道等に沿って位置しています。
- ・ これらのうち自然的なものはそれ自身が保全対象となり、その他についても周囲のみどりと一体的な景観形成を図るなどの取組が考えられます。

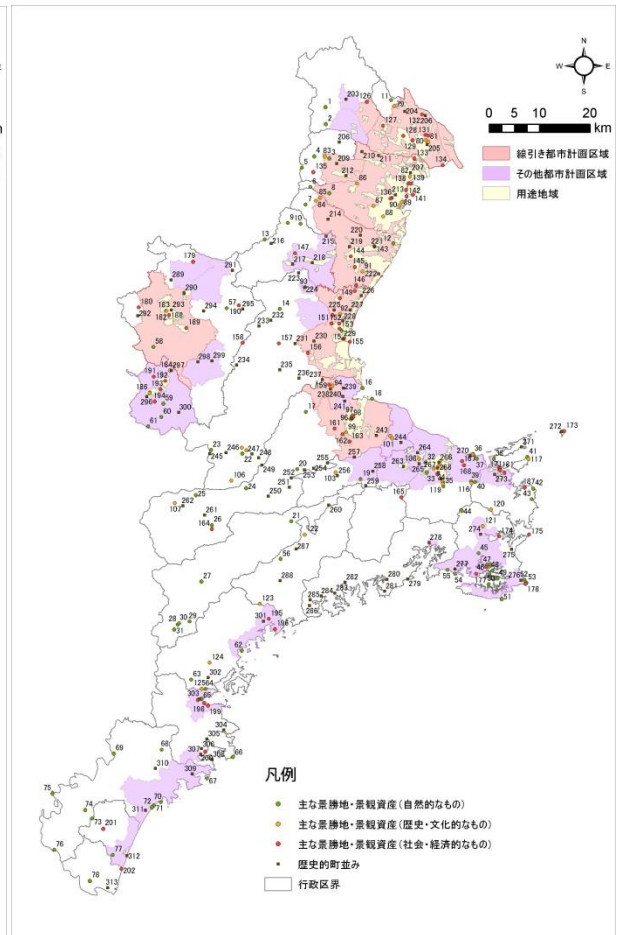
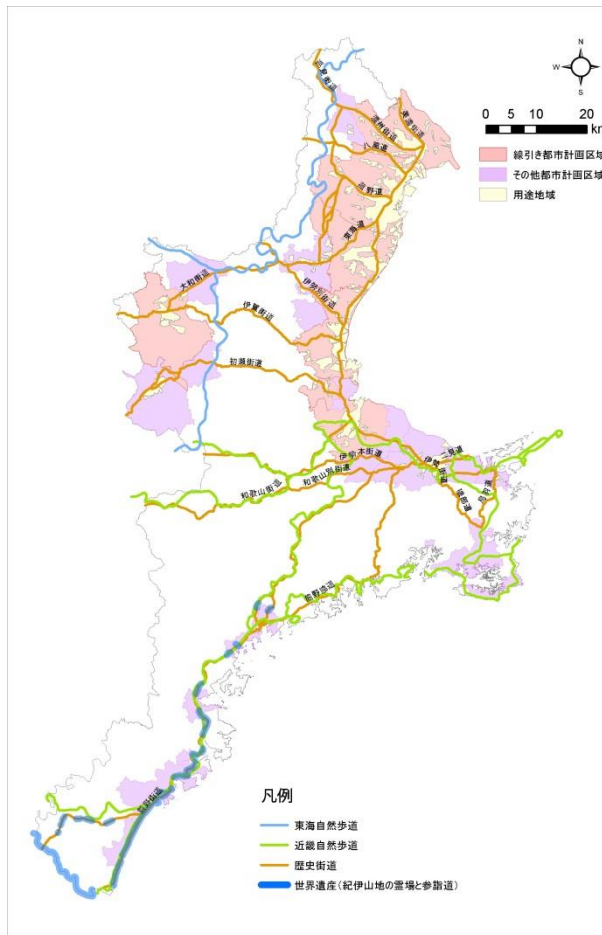


図 2.18 データ出典：自然大好きクラブ（環境省）、三重の歴史街道マップ（三重県生活・文化部）
 図 2.19 データ出典：三重県景観計画（平成19年(2007年)公表）

ウ 県全体のみどりの特性（みどりの骨格）

三重県は、鈴鹿山脈や台高山脈等の山々が成す大きなみどりとそこに連なる丘陵（里山）、これらを源とする川、白砂青松の海岸を有する伊勢湾やリアス式海岸が特徴的な熊野灘等の豊かなみどりに恵まれています。そして各都市は、こうしたみどりに囲まれ、かつ都市の中にも里山が広く分布するなど、みどりを身近に感じられる形態です。

こうした大きなみどりとそのつながりは、三重らしさを創り出しながら、私たちの身近な生物の生息・生育・繁殖環境を支えている重要な要素であり、広域的観点から守り育て、次世代へ引き継いでいく必要があります。

したがって、山地や海、川、山地から連なる丘陵等の大きなみどりを「みどりの骨格」として位置付け、その配置を基本地形や水系、土地利用、緑被地分類等の基礎データより把握し、図 2.20 に模式化します。

表 2.9 みどりの骨格把握に関する主な利用データ

データ名	出典
基本地形 地形傾斜	国土数値情報 標高・傾斜度 3次メッシュデータ (1981年：国土交通省国土計画局)
河川	国土数値情報 河川データ (2006年：国土交通省国土計画局)
里山	自然環境保全基礎調査（第2～5回） 植生調査データ (1998年度まで：環境省)
	土地分類図データ (2004年：国土交通省土地・水資源局)
土地利用	国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ (2006年：国土交通省国土計画局)
緑被地分類	LANDSAT-5/TM 衛星画像 (2007年撮影)
植生自然度	自然環境保全基礎調査（第2～5回） 植生調査データ (1998年度まで：環境省)
海岸保全区域	土地保全図数値データ (2007年：国土交通省土地・水資源局)

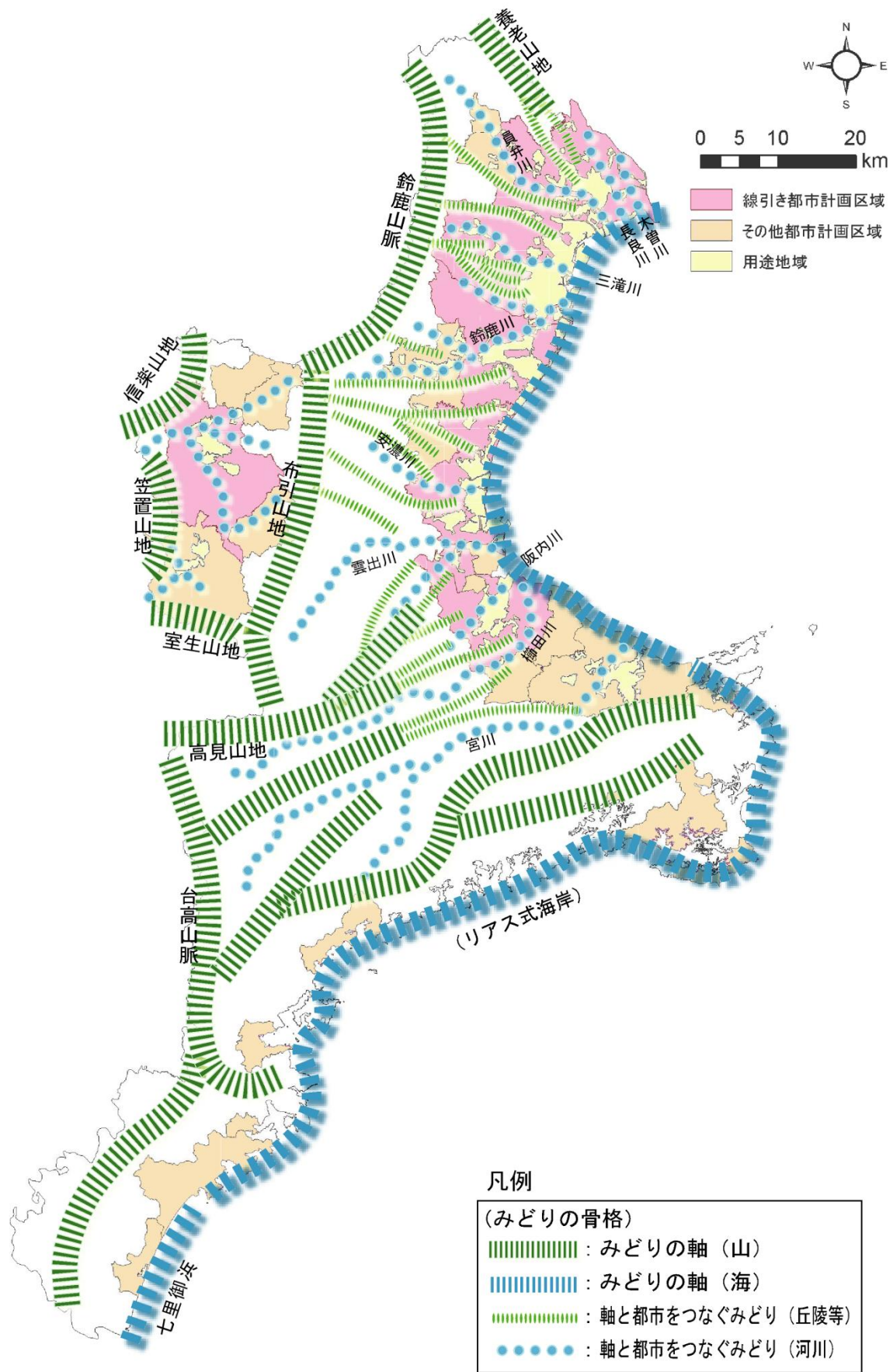


図 2.20 みどりの骨格模式図

県のみどりの骨格構造は大きく3つに分類でき、それぞれの特徴の中で都市はみどりの恩恵を受けています。

こうした骨格構造の保持や、みどりの骨格から都市内の身近なみどりへとつながるネットワーク形成等の取組が、都市環境の維持・向上や良好な景観形成等の基礎となります。

また、山・丘陵同士や山・丘陵と海、丘陵と川等がつながり、都市がそのつながりを阻害しない、あるいは都市のみどりがつながりに寄与することで、エコロジカル・ネットワークが維持・形成され、生物多様性の保全・向上に寄与します。

■平野部の構造；北勢圏域、中南勢圏域の伊勢湾側

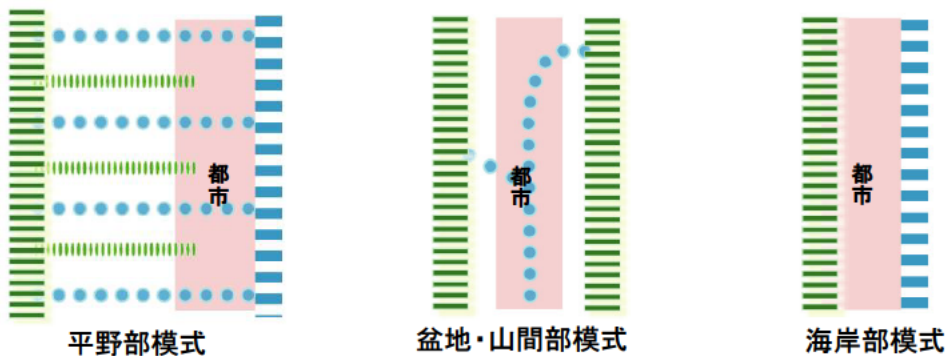
都市は平野に位置し、直接、または川や丘陵等のみどりにより山や海と繋がる。

■盆地・山間部の構造；伊賀圏域等

山に囲まれた盆地等に都市が位置し、直接、または川等のみどりにより山と繋がる。

■海岸部の構造；伊勢志摩圏域、東紀州圏域

海と山が近接しており、都市はこれらみどりに挟まれて位置する。



凡例

(みどりの骨格)	
	: みどりの軸 (山)
	: みどりの軸 (海)
	: 軸と都市をつなぐみどり (丘陵等)
●●●●	: 軸と都市をつなぐみどり (河川)

【都市の特徴】

都市（ここでは都市計画区域が定められたエリアとします）の形態として、一般に東京や大阪、名古屋等の大都市圏では都市計画区域≒既成市街地となりますが、県内の都市は、用途地域の定められていない地域（非線引き・白地地域）や市街化調整区域が多く面積を占め、都市内に樹林地や農地が多く分布しています。

したがって、県内の「都市」は様々な様態のみどりが多く含まれ、形態的に里山等のみどりを内包した都市となっていることが大きな特徴です。

※エコロジカル・ネットワーク

生態系の拠点の適切な配置やつながりのことで、繁殖地や採餌場などのコアエリア及び、その地域の外部との相互影響を軽減するためのバッファゾーン（緩衝帯）を適切に配置、保全するとともに、個体や種の移動を可能とする連続的な環境であるコリドー（回廊）を確保することにより形成されます。